

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱に対して 提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和7年（2025年）12月16日（火）から令和8年（2026年）1月16日（金）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱」に対して意見・情報の募集を行った結果、1名・1団体から計2件の意見が寄せられました。この意見に対する県の考え方を以下に示します。

2 提出された意見に対する県の考え方について

意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

	意見（原文のとおり）	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・手続き緩和にならないエリアの指定における法令について、多数の法令が指定されている。広範なエリアの大半に網がかかっており、実効性の乏しい改正になっているのではないかと思料する。・特に「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」については、安全対策に係る項目であり、環境影響評価の本来の趣旨と完全には合致しない、・上記のエリアについては開発手続きにおける過程において厳密に審査されるべき項目であり、手続き緩和にならないエリアを判断する際の項目からは除外すべきである。	<p>御意見のとおり「砂防指定地」等につきましては、安全確保の観点から各法令により許認可等が必要な地域ですが、環境影響評価手続においても「地盤の安定性」に係る環境要素として配慮が必要であることが環境審議会で示されたことを受け、配慮書からの手続を要することとしたものです。</p> <p>「手続き緩和にならないエリア」は、近年の気候変動影響の顕在化や生物多様性の喪失といった課題も踏まえ、森・里・川・湖とそのつながりを保全する観点から関連する法令等に基づく地域を配慮書からの手続を要する場所としております。</p> <p>「手続き緩和にならないエリア」では、従前どおりの手続となりますが、それ以外の幹線道路などに近い工業専用地域等では手続の一部省略が可能となることから、制度の実効性はあるものと考えておりますので、原案どおりとします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none">・改正後の条例により、産業振興と環境保全のバランスが図されることに期待しています。	<p>今回の改正は、事業予定地の現況に応じたエリア分けを行い、手続にメリハリをつけることで、造成に伴う環境影響が比較的小ないと考えられる場所に工場、工業団地の誘導を図ろうとするものです。</p> <p>条例の運用を通じて、環境と経済・社会活動の調和が図られた健全なまちの発展につなげてまいりたいと考えております。</p>